

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年8月12日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	大幸薬品株式会社
【英訳名】	TAIKO PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 高
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市内本町三丁目34番14号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階
【電話番号】	06-4391-2221
【事務連絡者氏名】	専務取締役 吉川 友貞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期 連結累計期間	第70期 第1四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高 (千円)	1,453,838	1,429,676	8,978,774
経常利益 (千円)	410,993	170,562	2,776,325
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	271,890	50,675	1,770,541
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	238,942	49,914	1,876,480
純資産額 (千円)	10,991,782	12,235,574	12,473,491
総資産額 (千円)	16,032,338	15,130,577	18,599,038
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	21.22	3.96	138.93
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	20.75	3.86	134.47
自己資本比率 (%)	68.2	80.3	66.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間の売上高は、医薬品事業が堅調に推移したものの、感染管理事業が減収となったことから、対前年同四半期比24百万円減（1.7%減）の1,429百万円となりました。売上総利益につきましては、前年同四半期は返品調整引当金の戻入益が多額に計上されたこと等から、対前年同四半期比171百万円減（15.2%減）の959百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費につきましては、医薬品事業及び感染管理事業における広告宣伝強化等から、対前年同四半期比92百万円増（12.9%増）の809百万円となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の営業利益は対前年同四半期比263百万円減（63.7%減）の150百万円となり、経常利益は為替差益の計上等から、対前年同四半期比240百万円減（58.5%減）の170百万円となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は工場移転費用や法人税等調整額の計上から、対前年同四半期比221百万円減（81.4%減）の50百万円となりました。

セグメント別の業績につきましては以下の通りであります。

（医薬品事業）

医薬品事業につきましては、海外向けの減少を国内向けの増加が上回ったことから、売上高は対前年同四半期比4百万円増（0.3%増）の1,420百万円となりました。

国内向けの売上高につきましては、前年同四半期においては消費税増税後の反動減があったものの、店頭販売は国内止瀉薬市場におけるシェアが50%超となるまでに回復し、対前年同四半期比で増加しました。

海外向けの売上高につきましては、香港市場において円安効果に加えて出荷も好調に推移したものの、中国市場におけるライセンス更新手続中の出荷制限による影響を受けて、対前年同四半期比では減少となりました。

セグメント損益につきましては、当第1四半期連結累計期間は工場移転準備に伴い売上総利益が減少したことや、広告宣伝を強化したこと等から、対前年同四半期比78百万円減（11.1%減）の627百万円の利益となりました。

（感染管理事業）

感染管理事業につきましては、売上高は対前年同四半期比31百万円減（96.7%減）の1百万円となりました。

一般用製品につきましては、店頭販売は前年同四半期を上回る水準で好調に推移したものの、前連結会計年度末に増加した流通在庫の影響等で当社からの出荷が減少したことに加えて多額の返品が発生したことから、売上高は対前年同四半期比で減少となりました。業務用製品につきましては、株式会社デンソーと共同開発した『クレベリン カートリッジ（車両用）』が対前年同四半期を大きく上回ったものの、他の製品の出荷が伸び悩んだことから、売上高は対前年同四半期比で減少となりました。

セグメント損益につきましては、売上総利益において前年同四半期は返品調整引当金戻入益が多額に計上された反動や、当第1四半期連結累計期間は広告宣伝を強化したこと等もあり、対前年同四半期比188百万円減の202百万円の損失（前年同四半期は14百万円の損失）となりました。

（その他事業）

その他事業につきましては、主に木酢液を配合した入浴液や園芸用木酢液等の製造販売を行い、売上高は対前年同四半期比2百万円増（42.2%増）の7百万円となった一方、セグメント損益は対前年同四半期から横這いの7百万円の損失（前年同四半期は6百万円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は15,130百万円（前連結会計年度末比3,468百万円減）となりました。負債合計は2,895百万円（同3,230百万円減）、純資産合計は12,235百万円（同237百万円減）となりました。前連結会計年度末からの主な変動要因は、新工場建設投資等による現金及び預金の減少等による流動資産3,573百万円の減少、新工場設備関係支払手形の決済等による流動負債3,246百万円の減少、配当等による純資産237百万円の減少等であります。なお、自己資本比率は前連結会計年度末から13.6ポイント上昇し80.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、64百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	51,024,000
計	51,024,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,587,100	13,599,000	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり権利 内容に何ら限定のない当社 の標準となる株式 1単元の株式数 100株
計	13,587,100	13,599,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

決議年月日	平成27年6月1日
新株予約権の数(個)	5,671
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社 の標準となる株式 1単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	567,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,742 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成32年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,788 資本組入額 894
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成28年3月期乃至平成30年3月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費を加えたもの（以下、「EBITDA」という。）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1円未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

平成28年3月期のEBITDAが2,100百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%

上記を満たしており、かつ、平成29年3月期のEBITDAが2,300百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の60%

上記を満たしており、かつ、平成30年3月期のEBITDAが2,700百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

- (2) 上記(1)の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、当社株価が以下の各号に定められた期間に以下に定められた水準を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の割当日から平成28年6月18日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の60%を下回った場合

平成28年6月19日から平成30年6月18日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50%を下回った場合

ただし、上記2.の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当て契約書」の定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日 (注)1	6,300	13,587,100	2,944	367,068	2,944	278,297

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成27年7月1日から平成27年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が11,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,918千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 799,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,778,200	127,782	完全議決権株式であり 権利内容に何ら限定の ない当社の標準となる 株式 1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	13,580,800	-	-
総株主の議決権	-	127,782	-

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
大幸薬品株式会社	大阪府吹田市内本町三丁目34番14号	799,500	-	799,500	5.89
計	-	799,500	-	799,500	5.89

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,119,251	2,626,547
受取手形及び売掛金	1,863,209	1,681,921
商品及び製品	1,328,488	1,348,881
仕掛品	626,711	693,513
原材料及び貯蔵品	225,636	277,013
その他	327,403	287,408
貸倒引当金	12,500	11,000
流動資産合計	10,478,202	6,904,284
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	937,710	924,629
機械装置及び運搬具(純額)	451,980	461,678
土地	1,323,068	1,323,068
建設仮勘定	4,679,470	4,768,396
その他(純額)	235,457	238,985
有形固定資産合計	7,627,687	7,716,759
無形固定資産	31,560	29,961
投資その他の資産	461,587	479,570
固定資産合計	8,120,835	8,226,292
資産合計	18,599,038	15,130,577
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	349,904	294,079
未払金	1,426,509	1,078,844
未払法人税等	610,010	13,258
返品調整引当金	87,000	88,000
賞与引当金	93,240	24,495
設備関係支払手形	2,110,880	-
その他	326,117	258,329
流動負債合計	5,003,662	1,757,007
固定負債		
長期未払金	562,700	562,700
退職給付に係る負債	522,870	534,563
その他	36,314	40,731
固定負債合計	1,121,884	1,137,994
負債合計	6,125,546	2,895,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	364,124	367,068
資本剰余金	275,353	278,297
利益剰余金	12,475,803	12,206,947
自己株式	921,777	921,777
株主資本合計	12,193,503	11,930,536
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	215,726	214,965
その他の包括利益累計額合計	215,726	214,965
新株予約権	64,261	90,072
純資産合計	12,473,491	12,235,574
負債純資産合計	18,599,038	15,130,577

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	1,453,838	1,429,676
売上原価	444,760	469,246
売上総利益	1,009,078	960,430
返品調整引当金戻入額	346,000	87,000
返品調整引当金繰入額	224,000	88,000
差引売上総利益	1,131,078	959,430
販売費及び一般管理費	716,787	809,110
営業利益	414,290	150,320
営業外収益		
受取利息	1,636	1,814
為替差益	-	13,930
受取賃貸料	1,879	3,102
貸倒引当金戻入額	5,710	1,500
その他	3,003	1,086
営業外収益合計	12,229	21,433
営業外費用		
為替差損	15,001	-
賃貸費用	157	830
その他	367	360
営業外費用合計	15,527	1,190
経常利益	410,993	170,562
特別損失		
工場移転費用	-	46,914
事務所移転費用	-	6,898
特別損失合計	-	53,813
税金等調整前四半期純利益	410,993	116,749
法人税、住民税及び事業税	28,753	8,840
法人税等調整額	110,349	57,233
法人税等合計	139,103	66,074
四半期純利益	271,890	50,675
親会社株主に帰属する四半期純利益	271,890	50,675

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	271,890	50,675
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	71	-
為替換算調整勘定	33,018	760
その他の包括利益合計	32,947	760
四半期包括利益	238,942	49,914
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	238,942	49,914
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

当社は大型設備投資である新工場建設を契機として、減価償却方法の検討を行った結果、生産される製品については今後安定的な需要が見込まれており、使用する有形固定資産は概ね耐用年数内で安定的に稼働し、投資効果が平均的に生じると考えられるため、より適切な費用配分を行うため定額法が合理的であると判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	62,583千円	54,541千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	324,958	25	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成26年5月20日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この結果、自己株式が328,347千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が610,062千円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	319,530	25	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	医薬品事業	感染管理事業	その他事業			
売上高						
外部顧客への売上高	1,415,792	32,513	5,532	1,453,838	-	1,453,838
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,415,792	32,513	5,532	1,453,838	-	1,453,838
セグメント利益又はセグメ ント損失()	705,942	14,611	6,533	684,797	270,507	414,290

(注)1.セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2.セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	医薬品事業	感染管理事業	その他事業			
売上高						
外部顧客への売上高	1,420,741	1,069	7,865	1,429,676	-	1,429,676
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,420,741	1,069	7,865	1,429,676	-	1,429,676
セグメント利益又はセグメ ント損失()	627,507	202,832	7,103	417,571	267,251	150,320

(注)1.セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2.セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載の通り、有形固定資産の減価償却の方法については、従来、当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結累計期間の各セグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	21円22銭	3円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	271,890	50,675
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	271,890	50,675
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,813	12,786
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	20円75銭	3円86銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	287	352
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月12日

大幸薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 理晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 余野 憲司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大幸薬品株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大幸薬品株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。